

生駒市ケアプランデータ連携システム活用促進モデル地域づくり事業

業務委託仕様書

1 業務名

生駒市ケアプランデータ連携システム活用促進モデル地域づくり事業

2 業務目的

ケアプランデータ連携システム（以下、「連携システム」という。）を活用して市内の居宅介護支援事業所等と介護サービス事業所の連携強化及び業務効率化を推進することにより、介護職員の負担を軽減し、生産性の向上を図る。

3 業務期間

契約締結日から令和9年1月15日

4 履行場所

生駒市東新町8番38号 生駒市役所及び市内対象介護サービス事業所ほか

5 業務実施の対象

市内の居宅介護支援事業所（介護予防支援事業所含む。）及び介護サービス事業所（以下「介護事業所」という）

6 業務内容

（1）参加事業所の募集

介護事業所から100事業所程度を募集すること。募集にあたっては、参加事業所を集めるため効率的かつ効果的な広報活動を行い、参加を希望する介護事業所を電子データに取りまとめること。

（2）説明会及び研修会の開催

参加を希望する介護事業所に対して本事業の目的、他事例の導入効果、事業計画等の説明会を開催するとともに、連携システムの活用に係る研修を開催すること。

説明会と研修は同時開催も可とし、実施方法は対面又はオンラインのどちらでも可とする。

対面の場合の会場は、市と協議のうえ決定すること。市役所庁舎内会議室等を利

用することも可とし、その場合は市が用意する。

(3) 連携システム活用のための伴走支援

介護事業所に訪問またはオンラインで直接介入し、連携システム導入の完了まで支援を行うこと。

また、連携システム導入にあたっては、必要に応じて連携システムを活用した業務運用フローの見直し等も支援すること。

- ・介護事業所のパソコンやタブレットの連携システム対応状況確認
- ・介護報酬請求用の電子証明書インストール
- ・連携システムのインストール
- ・介護ソフト導入支援及び介護ソフト設定確認
- ・連携システムの使用方法の個別レクチャー
- ・介護情報基盤連携のための情報収集、説明・助言、マニュアル等資料の提供

(4) ヒアリング及びタイムスタディ等の調査

連携システム導入前後における業務内容や所要時間等を比較検討すること。

また、連携システム導入の阻害要因として、介護事業所における現場ルーティーンの変更への抵抗感や利用方法がわからないなどの背景があることを踏まえて、利用促進に繋がる具体的かつ実務的な利活用方法を提案すること。

(5) 業務報告書及び好事例集の作成

実施した業務について、その実施内容等を記載した業務報告書を作成すること。

また、タイムスタディ等調査結果やシステムを導入・活用したことによる好事例などをもとに、連携システム導入を促すための周知に活用できる分かりやすい事例集を作成すること。

7 経費

本業務に関する経費については、連携システム導入に必要となる機器等やライセンスに係る費用を除き、全ての業務について受託者の負担とする。

8 成果品等の提出

(1) 提出書類・部数

① 業務報告書：2部（本業務で使用・作成した資料全てを含む書類を整理して添付すること。）

② 好事例集：2部

※上記①②の成果品については、本市が指定する電子データ（PDF形式、および編集・印刷が可能なMicrosoft Word等の元データ形式）での提出も行うこと。また①②の成果品の作成に必要な根拠資料データ一式もあわせて提出すること。

(2) 提出先

紙媒体：〒 630-0288 生駒市東新町 8 番 38 号 生駒市福祉部介護保険課給付係

データ：kaigo@city.ikoma.lg.jp

9 その他

- (1) 受託者は、業務を統括する責任者を配置し、業務遂行体制を明らかにすること。
- (2) 業務の実施にあたっては、委託者と詳細を協議するとともに、業務の実施に支障が生じるような場合は、速やかに協議を行い、改善策を講じること。
- (3) 受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を受けた場合は、この限りでない。
- (4) 受託者は、業務の遂行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。委託期間が終了し、又は委託期間が解除された後においても同様とする。
- (5) 受託者は、業務の遂行にあたり、委託者又は第三者に損害を及ぼした場合は、委託者の責に起因する事由を除いて、その損害賠償の責を負わなければならない。
- (6) 業務の履行にあたっては、労働基準法その他の関係法令を遵守しなければならない。
- (7) 業務にあたっての資料及び成果品は、すべて委託者に帰属するものとし、委託者の許可無くして公表、貸与、複写及び他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。
- (8) 委託料の支払いは、完了払いのみとし、部分払いは行わない。
- (9) 業務の遂行にあたり疑義が生じた場合、業務内容の追加や変更の必要が生じたとき又は本仕様書に定めのない事項については、両者協議のうえ決定するものとする。
- (10) 市は問い合わせ対応の一次窓口とならないものとする。
(本業務における対象事業所への事務連絡、指導および苦情等の対応においてはすべて受託者が主体となって実施することとし、事業所に対する実務的な調整は受託者に一任するものとする。)
- (11) 本事業は県の補助を受けて実施することを予定しており、県より追加資料等の提出を求められた場合は、市から受託者へ速やかに共有し、必要な資料の作成及び提出に協力すること。